

事業者の責務

事業系廃棄物の処理責務は事業者にあります。

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と「会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第4条)」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自己責任で適正に処理**すること及び廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。

さらに、法3条第3項にも規定があり、廃棄物の減量や適正処理において、**国及び地方公共団体の施策に協力**することが定められています。

自己処理
責任

3Rの
推進

市施策
への協力

事業者とは？



事業所(個人営業も含む)・商店・飲食店・工場・ホテル等営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院・学校・官公署・社会福祉施設等公共サービス等を営む者も含まれます。

店舗併用住宅 ～自宅に店舗や事務所がある場合～

- 家庭から発生する生活系ごみと、事業活動から発生する事業系ごみに分別してください。
- 生活系ごみは市で収集しますので、地域のごみステーションへ出してください。
事業系ごみは市で収集しませんので、排出事業者自らが処理してください。

